

PICK UP

知らないと損する!? お金や税金ニュース

2026年10月

【所得税】青色申告の75万円控除がスタートへ！2027年分から導入される新要件をチェック！

2027年分の所得税から、青色申告特別控除の最高額が65万円から75万円へ引き上げられます。一方で、これまで55万円控除を受けていた人は、書面申告のままでは控除額が大幅に縮小されます。新制度の内容と、75万円控除を受けるための要件を確認しておきましょう。

2027年分から青色申告特別控除はどう変わる？

2027年分以降は、正規の簿記の原則による記帳を行い、期限内にe-Taxで確定申告書や青色申告決算書を送信すれば、従来どおりに65万円控除を受けられます。さらに一定の電子保存要件を満たす場合は、今回新設された75万円控除を適用できます。

一方、従来の55万円控除は廃止されるため、複式簿記による記帳を行っていても書面申告の場合は10万円控除へ引き下げられます。

適用要件 ＼ 控除額	複式簿記（正規の簿記の原則で記帳）	貸借対照表と損益計算書を添付	期限内申告（注1）	e-Tax（電子申告）	優良な電子帳簿保存又はデジタルシームレス保存
75 万円	○	○	○	○	○
65 万円	○	○	○	○	―
10 万円	（簡易な記帳でも可）（注2）	―（注3）	―	―	―

（注１）　還付申告の場合も確定申告期限までに提出が必要です。
（注２）　簡易な記帳の方のうち、事業所得又は不動産所得（事業として行われていない場合を除く。）を有し、これらの所得のいずれかに係る前々年分の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、10 万円の青色申告特別控除は適用されません。
（注３）　損益計算書の提出は必要です。

（引用）国税庁『優良な電子帳簿の保存又はデジタルシームレス保存により75万円の青色申告特別控除を適用しましょう！』

75万円控除の電子保存要件とは？

75万円控除を受けるには、65万円控除の要件に加え、「優良な電子帳簿の保存」または「デジタルシームレス保存」のいずれかへの対応が必要です。

優良な電子帳簿とは、仕訳帳や総勘定元帳について、訂正・削除の履歴や帳簿間の関連性を確認でき、日付・金額・取引先などによる検索ができる状態で電子保存する方法です。

一方、デジタルシームレス保存では、一定の基準に適合したシステムを利用し、デジタルインボイスまたは預貯金口座の決済データを、改ざん防止や帳簿との関連性を確保しながら保存します。

なお、75万円控除を適用する場合には、適用を受ける年分の確定申告期限までに届出書の提出も必要です。

優良な電子帳簿によって75万円控除を受ける場合は、年初から要件を満たした帳簿の備付け・保存が必要です。

2027年分から75万円控除を受ける場合には、会計ソフトや保存方法を確認し、2026年中に準備を整えておきましょう。

記事作成：経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

T&M田中会計有限会社

京都市上京区今出川通堀川東入今出川永縄ビル
TEL：075-415-3463